

庁舎では、次の行為を禁止しています。

- 騒ぎ立てる、座り込む
- 面接の強要、乱暴な言動
- 無断撮影など他人に不快な思いをさせたり、公務の妨げとなる行為

また、**集団での入庁、拡声器の使用などは許可が必要です。**

これらに違反した方は、庁舎から退去いただくことがあります。
必要に応じて来庁の目的などをお尋ねすることがあります。

庁舎管理責任者